



6 審査請求

納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できるとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

7 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

8 滞納処分

納期限までに税金を完納しないために督促を受け、かつ、その督促状を発行した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることとなります。

国民健康保険税の減額について

Table with columns: 減額割合, 減額の対象となる世帯, 減額する額. It details tax reduction rates (7%, 5%, 2%) based on household income and family size, with specific amounts for basic, elderly support, and nursing care taxes.

(注) 1 給与所得者等の数とは、給与等の収入金額が55万円を超える者並びに65歳未満で公的年金等の収入金額が60万円を超える者及び65歳以上で公的年金等の収入金額が110万円を超える者の合計数です。公的年金等に係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円に読み替えます。 2 世帯内被保険者には、同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含みます。 3 未就学児に係る被保険者均等割額について減額する額は、減額する前の額からこの表に掲げる額を減じて得た額の2分の1の額に、この表に掲げる額を加えて得た額とします。

特例対象被保険者等（非自発的失業者）となった方への軽減制度について

会社の倒産や解雇等の理由により国民健康保険に加入された被保険者（非自発的失業者）に対し、平成22年度より軽減が受けられるようになりました。この制度の詳細については以下のとおりです。

- 1 対象者 下記のすべての条件に該当する方
①失業した日において65歳未満の方
②雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇等の事業主の都合により離職）もしくは雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了等により離職した者）に該当する方
2 軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで
3 軽減内容 離職者の所得割基礎額のうち、給与所得を100分の30として所得割額の算定及び低所得者軽減の判定をします。
4 届出 雇用保険受給資格者証を持って、島田市役所国保年金課保険税係の窓口までお越しください。

※軽減適用後、被用者保険に加入した場合は、軽減は打ち切りとなります。（ただし、適用期間内に再離職をした方は、再度対象になる場合がありますので、国民健康保険の加入手続時にお申し出ください。）

所得の申告について

国民健康保険に加入している方及び国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主で、前年中の所得の申告をされていない方は、早急に申告をお願いします。（前年中に仕事等をしておらず所得が無い方も、所得が無い旨の申告をお願いします。）申告をされないと、世帯の合計所得が一定の基準に満たない世帯を対象とした国民健康保険税の軽減措置が受けられません。また、高額療養費等給付制度における所得区分が「上位所得者」扱いとなり、高額療養費の支給額が減ったり、「限額額適用認定証」などの発行が出来ない場合がありますのでご注意ください。

お問合せ先 島田市役所
<課税の内容及び金額に関すること>
国保年金課 保険税係 0547-36-7178
<納付に関すること>
納 税 課 取納担当 0547-36-7138

賦課の根拠その他

1 賦課の根拠

この税金は、地方税法第703条の4及び島田市国民健康保険条例第1条の規定により、国民健康保険の被保険者及び国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（40歳以上65歳未満の方。以下「第2号被保険者」という。）が属する世帯の世帯主に課税されます。世帯主が他の医療保険制度に加入している場合も、その世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合には、世帯主に国民健康保険税が課税されます。

2 後期高齢者支援金等課税額について

後期高齢者医療制度を支援するため、基礎課税額と合算し課税されます。

3 介護納付金課税額について

第2号被保険者が国民健康保険の被保険者となったときに課税されます。年度途中で40歳になったときは、その月から年度末（3月）までを月割りして課税します。年度途中で65歳になったときは、その月から年度末（3月）までを月割りして減額します。

4 税率

税率については、賦課明細書に記載されています。

5 年度途中に加入・脱退した場合の月割計算について

加入……加入した日の属する月から月割りをもって算定した額が課せられます。
脱退……脱退した日の属する月の前月までを、月割りして算定した額が課せられます。

国民健康保険税の計算について

※40歳以上65歳未満の加入者が属する世帯の世帯主には、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額が課税されます。

[基礎課税額の計算について]
Table showing the calculation of basic tax amount: (前年中) (課税対象所得 - 基礎控除) x 6.6 / 100 + (1人 被保険者 / 27,800円 x の人数) + (1世帯 / 21,600円) = 基礎課税額 (限度額65万円)

[後期高齢者支援金等課税額の計算について]
Table showing the calculation of elderly support tax: (前年中) (課税対象所得 - 基礎控除) x 1.9 / 100 + (1人 被保険者 / 8,000円 x の人数) + (1世帯 / 8,000円) = 後期高齢者支援金等課税額 (限度額24万円)

[介護納付金課税額の計算について]
Table showing the calculation of nursing care tax: (前年中) (課税対象所得 - 基礎控除) x 1.8 / 100 + (1人 被保険者 / 12,600円 x の人数) = 介護納付金課税額 (限度額17万円)

75歳になられる方の国民健康保険税について

75歳になられると、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行となります。国民健康保険税は75歳到達月の前月分まで課税されます。年度途中で75歳に到達される方に関しては、あらかじめ75歳到達月以降の月数を差し引いて国民健康保険税を課税しています。

国民健康保険税の特別徴収について

特別徴収とは、年金からの天引きによる納付方法です。次の条件を満たす場合に対象となります。

- ①国民健康保険に加入している被保険者全員（世帯主含む。）が65歳以上75歳未満
②年間18万円以上の年金を受給している世帯主
③介護保険料と国民健康保険税の合算額が世帯主の年金額の2分の1を超えない

※世帯主が年度途中で75歳に到達される場合は対象外です。
※年度途中で65歳未満の方が国民健康保険に加入した場合は、増額分は普通徴収（納付書や口座振替での納付）となります。
※年度途中に国民健康保険税が減額となった場合、普通徴収に変更します。
※申請により特別徴収から普通徴収（口座振替に限る。）に変更することも可能です。手続方法については、国保年金課保険税係までお問い合わせください。（既に変更申請を提出されている世帯で、世帯主変更により納税義務者が変わった場合は、再度申請をする必要がありますのでご注意ください。）